

関自整第56号の2
平成14年8月22日

自動車整備振興会
関東ブロック連絡協議会
会長 横田 英一 殿

関東運輸局長
淡路 均

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る
取扱い及び指導の要領について

標記について、自動車交通局長から別添（平成14年7月1日付け、国自整第63号）のとおり通達があったので、自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る業務については、これにより取扱うこととしたので、貴傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

また、本通達の施行に伴い、当局の関係通達を下記のとおり見直したので、貴傘下会員に対し併せて周知方お願い致します。

なお、従来様式を用いて申請等を行う場合には、必要事項を付記することにより取り扱って差し支えないものとする。

記

1. 「自動車分解整備事業関係業務取扱要領」（昭和58年5月31日付け、83東陸整第116号・83東陸整車第356号）

・・・別紙1「自動車分解整備事業関係業務取扱要領新旧対照表」のとおり

2. 「自動車分解整備事業者の遵守事項の取扱いについて」（昭和58年5月26日付け、83東陸整整乙第28号）

・・・平成14年8月31日限り廃止する。

3. 「指定自動車整備事業業務取扱要領」（昭和58年5月31日付け、83東陸整整第118号・83東陸整車第358号）

・・・別紙2「指定自動車整備事業業務取扱要領新旧対照表」のとおり

4. 「指定自動車整備事業の廃止新規申請について」（平成元年12月21日付け、関整整第315号）

・・・平成14年8月31日限り廃止する。